

諮問日：令和5年4月27日（令和5年度（情）諮問第4号）

答申日：令和5年10月25日（令和5年度（情）答申第19号）

件名：東京地方裁判所における特定期の司法修習生の実務修習の特定の期間において刑事裁判修習だった者の特定年月日を含む修習日誌の不開示判断（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

(1)東京地方裁判所が作成又は取得した、東京修習（立川修習ではない）の第74期司法修習生のうち、分野別実務修習第3クール（令和3年8月19日から令和3年10月13日まで）において刑事裁判修習だった全ての者の、令和3年8月24日（刑事裁判問研起案の実施日）を含む修習日誌の、原本・写し・電磁的記録及び(2)東京地方裁判所が作成又は取得した、東京修習（立川修習ではない）の第75期司法修習生のうち、分野別実務修習第3クール（令和4年4月7日から令和4年6月2日まで）において刑事裁判修習だった全ての者の、令和4年4月8日（刑事裁判問研起案の実施日）を含む修習日誌の、原本・写し・電磁的記録（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和5年3月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定期の司法修習において、特定地方裁判所で行われた分野別実務修習では、

司法修習生が修習日誌を作成して同庁総務課に提出していたことから、東京地方裁判所においても同様の扱いであると考えられ、文書は東京地方裁判所に存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京地方裁判所が、本件開示申出に係る司法行政文書を探索したところ、存在しなかった。東京地方裁判所では、第74期及び第75期の司法修習において、司法修習生に対して修習日誌の提出を求めておらず、また、司法修習生から自発的にこれが提出されることもなかった。
- 2 苦情申出人は、特定期の司法修習において、特定地方裁判所で行われた分野別実務修習では、司法修習生が修習日誌を作成して同庁総務課に提出していたことから、東京地方裁判所においても同様の扱いであると考えられ、開示申出書記載の各文書は東京地方裁判所に存在する旨主張する。
- 3 実務修習は、司法研修所長が、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して、これを行わせるとされているところ（司法修習生に関する規則第2章第7条）、修習日誌については、平成18年4月1日付け司研企第000791号司法研修所長通知「司法修習生指導要綱」及び「分野別実務修習における各分野の指導準則」並びに司法研修所事務局発出の「司法修習生の司法修習に関する事務便覧」のいずれにも記載がなく、裁判所で行われる実務修習において、修習生に対し、修習日誌の提出を求めるか否かは、専ら委託を受けた各地方裁判所の運用に委ねられているから、特定地方裁判所において、その提出を求めていたからといって、東京地方裁判所において、同様の扱いをしているものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年4月27日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

③ 同年9月22日 審議

④ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 裁判所で行われる実務修習において、司法修習生に対し、修習日誌の提出を求めるか否かは、専ら各地方裁判所の運用に委ねられている旨の最高裁判所事務総長の説明は、実務修習が、司法研修所長より、地方裁判所、地方検察庁又は弁護士会に委託して行われること（司法修習生に関する規則第2章第7条）、修習日誌について、司法研修所から委託を受けた各地方裁判所が実務修習を実施する際に指導準則等として用いる文書である「司法修習生指導要綱」、「分野別実務修習における各分野の指導準則」及び「司法修習生の司法修習に関する事務便覧」のいずれにも記載がないことに照らして、不合理であるとはいえない。

苦情申出人は、特定期の司法修習において、特定地方裁判所で行われた分野別実務修習では、司法修習生が修習日誌を作成して同庁総務課に提出していたことから、東京地方裁判所においても同様の扱いであると考えられ、開示申出書記載の各文書は東京地方裁判所に存在する旨主張する。しかし、上記認定に照らすと、特定地方裁判所において、修習日誌の提出を求めていたからといって、東京地方裁判所において、同様の扱いをしているとはいえない。

その他に、東京地方裁判所が、本件開示申出に係る文書を保有していることをうかがわせる事実は認められない。

- 2 したがって、原判断については東京地方裁判所において、本件開示申出に係る文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子